

# 納税の猶予制度

～市税を一時に納付できない方のために～

## 換価の猶予

市税を一時に納付することにより、「事業の継続」又は「生活の維持」を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは・・・



その市税の納期限から6か月以内に、市(収税課)に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

認められた場合、

- ・ 滞納処分による財産の換価(売却)が猶予されます。
- ・ 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。

※ 原則として、納期が未到来の市税については換価の猶予の申請ができません。

※ 申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、申請による換価の猶予は認められません。

※ 申請による換価の猶予は平成28年4月1日以後に納期限が到来する市税について適用されます。

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、市長の権限に基づく換価の猶予制度があります。

## 徴収猶予

- ① 財産について災害を受けた、又は盗難にあった
- ② 納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかった、又は負傷した
- ③ 事業を廃止した、又は休止した
- ④ 事業について著しい損失を受けた  
※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失(赤字)が生じた場合をいいます。
- ⑤ 法定納期限から1年を経過した後に、納付(納入)すべき税額が確定した

などにより、市税を一時に納付することができないときは・・・



市(収税課)に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

認められた場合、

- ・ 財産の差押えが猶予されます。
- ・ 猶予期間中の延滞金の一部(又は全部)が免除されます。

市税を納期限までに納付できない場合には、お早めにご相談ください。

- 市税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。
- 督促状の送付を受けてもなお納付されない場合は、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

## 申請の手続

### ◆ 提出する書類

① 「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」

② 「財産収支状況書」

※ 資産、負債、収入と支出の状況などを詳しく記載してください。

※ 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。

③ 担保の提供に関する書類

④ 災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）

※ 罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

### ◆ 申請の期限

・ 換価の猶予：猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内

・ 徴収猶予：表面①～④に該当する場合の猶予については、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

表面⑤に該当する場合の猶予については、その確定した税額の納期限（修正申告書を提出する日など）までに申請してください。

### ◆ 猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、市から猶予の許可又は不許可を通知します。猶予が許可された場合は、市から送付される「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付する必要があります。

## 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・ 国債及び地方債、市長が確実と認める社債その他の有価証券
- ・ 土地、建物
- ・ 市長が確実と認める保証人の保証

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

## 猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、市に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

## 猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となった場合 など

● このリーフレットの内容は、平成28年4月1日以降に行う猶予について適用されます。

● 詳しい申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引き」をご覧ください。

「猶予の申請の手引き」は神戸市ホームページ、収税課、市税の窓口でご利用になれます。

このリーフレットは、平成28年1月1日現在の法令等に基づいて作成しています。